

第38号議案

豊川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

豊川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

豊川市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年豊川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>9,100円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。				(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>8,900円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。			
3・4 (略) 別表 補償基礎額表（第5条関係）				3・4 (略) 別表 補償基礎額表（第5条関係）			
	勤務年数				勤務年数		
階級	10年未 満	10年以 上20年	20年以 上	階級	10年未 満	10年以 上20年	20年以 上

		未満				未満	
団長及び副 団長	円 <u>12,500</u>	円 <u>13,350</u>	円 14,200	団長及び副 団長	円 <u>12,440</u>	円 <u>13,320</u>	円 14,200
分団長及び 副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>	分団長及び 副分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>
部長、班長 及び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>	部長、班長 及び団員	<u>8,900</u>	<u>9,790</u>	<u>10,670</u>

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の豊川市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、損害補償に係る補償基礎額を改定する必要があるからである。